

湘南鎌倉介護相談室 指定居宅介護支援事業所運営規程

(事業の目的)

第1条 医療法人 徳洲会が設置する湘南鎌倉介護相談室（以下「事業所」という。）

において実施する指定居宅介護支援事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために必要な人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の介護支援専門員が要介護者等からの相談に応じ、及び要介護者等がその心身の状況や置かれている環境等に応じて、本人やその家族の意向等を基に、居宅サービス又は施設サービスを利用できるよう、サービスの種類内容等の計画を作成するとともに、サービスの提供が確保されるよう指定居宅サービス事業者、介護保険施設等との連絡調整その他の便宜の提供を行うことを目的とする。

(運営方針)

第2条 事業者が実施する事業は、利用者が要介護状態となった場合においても、利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう配慮したものとする。

2 利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、利用者自らの選択に基づき適切な保健医療サービス及び福祉サービスが、多様な事業者から総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行う。

3 利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、利用者に提供される居宅サービス等が特定の種類または特定の居宅サービス事業者に不当に偏することのないよう、公正かつ中立に行う。

4 居宅サービス計画に位置付ける居宅サービス事業所について、複数の事業所を紹介し、当該事業所を居宅サービス計画に位置付けた理由を利用者の求めに応じて説明する。

5 事業を行うにあたっては、利用者の所在する市町村、地域包括支援センター、他の居宅介護支援事業者、介護保険施設、特定相談支援事業者等との連携に努める。

6 介護保険等関連情報等を活用し、PDCA サイクルを構築・推進することにより、提供するサービスの質の向上に努める。

7 ケアマネジメントの公正中立性の確保を図る観点から、前6か月間（前期：3月1日～8月末日、後期：9月1日～2月末日）に作成したケアプランにおける訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の各サービスの割合、前6か月間（前期：3月1日～8月末日、後期：9月1日～2月末日）に作成したケアプランにおける訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の各サービスの同一事業者によって提供されたものの割合を利用者に説明する。

(事業所の名称及び所在地)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

(1) 名称 湘南鎌倉介護相談室

(2) 所在地 鎌倉市山崎1202-1

(従業者の職種、員数及び職務の内容)

第4条 事業所における従業員の職種、員数及び職務の内容は次のとおりとする。

(1) 管理者 1名(常勤職員、主任介護支援専門員) 介護支援専門員と兼務

事業所における介護支援専門員、その他の従業者の管理、指定居宅介護支援の利用の申込みにおける調整、業務の実施状況の把握、その他の業務管理を一元的におこなうとともに、法令等において規定されている指定居宅介護支援事業の実施に関し、遵守すべき事項について指揮命令を行う。また、日頃から業務が適正に執行されているか把握するとともに、従業者の資質向上や健康管理等、ワーク・ライフ・バランスの取れた働きやすい職場環境を醸成していく。

(2) 介護支援専門員(常勤専従3名以上)

要介護者等からの相談に応じ、及び要介護者等がその心身の状況や置かれている環境等に応じて、本人やその家族の意向等を基に、居宅サービス又は施設サービスを適切に利用できるよう、サービスの種類内容等の計画を作成するとともに、サービスの提供が確保されるよう指定居宅サービス事業者、介護保険施設等との連絡調整その他の便宜の提供を行う。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

(1) 営業日 月曜日から土曜日までとする。ただし祝日、12月31日から1月3日までは除く

(2) 営業時間 午前8時半から午後5時までとする。

(3) 上記の営業日、営業時間のほか、電話等により24時間常時連絡が可能な体制とする。

(指定居宅介護支援の提供方法及び内容)

第6条 「指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準(平成11年厚生省令第38号)」第12条及び第13条に定める取扱方針を遵守するものとし、指定居宅介護支援の提供方法及び内容は次のとおりとする。

1 利用者からの居宅サービス計画作成依頼等に対する相談対応

当事業所内相談室及び利用者の居宅、その他必要と認められる場所にて行う。

2 課題分析の実施

(1) 課題分析にあたっては、利用者の居宅を訪問し、利用者及びその家族に面接して行うものとする。

(2) 課題分析にあたっては、利用者の生活全般についての状態を十分把握し、利用者が自立した生活を営むことができるよう支援するうえで、解決すべき課題を把握するものとする。

(3) 使用する課題分析表の種類はインターライ方式とする。

3 居宅サービス計画の原案の作成

利用者及びその家族の希望並びに利用者について把握された解決すべき課題に基づき提供されるサービスの目標及びその達成時期、サービスを利用するうえでの留意点等を明記した

居宅サービス計画の原案を作成する。

4 サービス担当者会議等の実施

居宅サービス計画原案に位置づけた指定居宅サービス等の担当者を招集したサービス担当者会議の開催、担当者に対する照会等により、居宅サービス計画原案の内容について、担当者からの専門的見地からの意見を求めるものとする。

感染防止や多職種連携の促進の観点から利用者又は家族が参加する場合、同意を得てテレビ電話等を活用し実施するものとする。

5 居宅サービス計画の確定

介護支援専門員は、居宅サービス計画に位置づけた指定居宅サービス等について、保険給付の対象となるか否かに区分をしたうえで、その種類、内容、利用料等について利用者又はその家族に対して説明し、文書により利用者の同意を得て交付する。

6 サービス実施状況の継続的な把握及び評価

居宅サービス計画の作成後においても、利用者及びその家族、指定居宅サービス事業者等との連絡を継続的に行うことにより、居宅サービス計画の実施状況や利用者についての解決すべき課題についての把握を行い、必要に応じて居宅サービス計画の変更、指定居宅サービス事業者等との連絡調整その他の便宜の提供を次に定めるところにより行うものとする。

(1) 少なくとも1月に1回は利用者と面接を行う。

(2) 面接は原則、利用者の居宅を訪問することによって行う。ただし、次のいずれにも該当する場合であって、少なくとも2月に1回利用者の居宅を訪問し、面接するときは、利用者の居宅を訪問しない期間において、テレビ電話装置等を活用して利用者との面接を行うことができる。

① テレビ電話装置等を活用して面接を行うことについて、文書により利用者の同意を得ていること。

② サービス担当者会議等において、次に掲げる事項について主治の医師、担当者その他関係者の合意を得ていること。

ア 利用者の心身の状況が安定していること。

イ 利用者がテレビ電話装置等を介して意志疎通を行うことができること。

ウ 介護支援専門員が、テレビ電話装置等を活用したモニタリングでは把握できない情報について担当者から情報を得ること。

(指定居宅介護支援の利用料等)

第7条 居宅介護支援の利用料その他の費用の額は次のとおりとする。

1 法定代理受領サービスである時は、利用料の利用者負担はない。

2 法定代理受領以外の利用料は、厚生労働大臣が定める基準（告示上の報酬額）によるものとする。

3 提供した指定居宅介護支援について法定代理受領以外の利用料の支払を受けた場合、領収書及び指定居宅介護支援提供証明書を交付する。

4 次条に定める通常の事業の実施地域を越えて行う事業の場合においても、交通費等を

徴収しないものとする。

(通常の事業の実施地域)

第8条 通常の事業の実施地域は、鎌倉市、藤沢市、横浜市栄区の区域とする。

(事故発生時の対応)

第9条 事業者は、利用者に対する指定居宅介護支援の提供により事故が発生した場合には速やかに市町村、利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じるものとする。

2 前項の事故の状況及び事故に際して取った処置について記録を行うものとする。

3 利用者に対する指定居宅介護支援の提供により賠償にすべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行うものとする。

(苦情処理)

第10条 指定居宅介護支援の提供に係る利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応するために必要な措置を講じるものとする。

2 事業所は、提供した指定居宅介護に関し、介護保険法第23条の規定により市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市長村の職員からの質問若しくは照会に応じ、及び市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

3 事業所は、提供した指定居宅介護に係わる利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会が行う調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

(個人情報の保護)

第11条 事業所は、利用者の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイドランス」を遵守し適切な取り扱いに努めるものとする。

2 事業所が得た利用者又は家族の個人情報については、事業所での介護サービスの提供以外の目的では原則的に使用しないものとし、外部への情報提供については利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意を、あらかじめ文書により得るものとする。

(虐待防止に関する事項)

第12条 事業所は、利用者の人権の擁護・虐待等の発生又はその再発を防止するため次の措置を講じるものとする。

(1) 虐待防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話等の活用可能)を定期的開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る

- (2) 虐待防止のための指針の整備
 - (3) 虐待を防止するための定期的な研修の実施
 - (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者の設置
- 2 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

（身体的拘束等の適正化の推進）

第13条 事業所は、身体的拘束等の更なる適正化を図る観点から次の措置を講ずるものとする。

- 1 事業者は、利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行わない。
- 2 事業者は、緊急やむを得ず身体的拘束等を行う場合には、態様・時間、その際の利用者の心身状況と緊急やむを得ない理由（切迫性・非代替性・一時性を満たす）を記録する。

（業務継続計画の策定等）

第14条 事業所は感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定居宅介護支援の提供を継続的に実施するための計画、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（業務継続計画）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

- 2 事業所は従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に行うものとする。
- 3 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

（衛生管理等）

第15条 事業所は、事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

- (1) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会をおおむね半年に1回以上開催するとともに、その結果について、介護支援専門員に周知徹底を図る。
- (2) 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備する。
- (3) 事業所においては、介護支援専門員に対し、感染症の予防及びまん延防止のための研修及び訓練を定期的に行うものとする。

(その他運営に関する重要事項)

- 第16条 事業所は、居宅介護支援の質の評価を行い、常にその改善を図ることとし、業務の執務体制についても検証、整備する。
- 2 本事業所は、職員の資質向上を図るために研修の機会を次のとおり設けるものとする。
 - (1) 採用時研修 採用後1ヶ月以内
 - (2) 継続研修 年2回
 - 3 職員は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
 - 4 職員でなくなった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、職員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。
 - 5 職員の健康状態の管理に努める。
 - 6 職場におけるハラスメントの防止のため雇用管理上の措置を講じるものとする。
 - (1) 事業者の方針等の明確化及びその周知
 - (2) 相談に応じ、適切に対応するために必要な体制の整備
 - 7 感染防止や多職種連携の促進の観点から利用者等が参加せず、医療・介護の関係者のみで実施する会議等について、「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」及び「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」等を参考にして、テレビ電話等を活用して実施する。
 - 8 事業所は指定居宅介護支援に関する諸記録を整備し、そのサービスを完結した日から最低5年間は保存するものとする。
 - 9 この規程に定める事項の外、運営に関する重要事項は医療法人徳洲会と当事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

第17条 事業所は、特定事業所としての業務向上に資する運営体制を以下のとおり行う。

- (1) 常勤かつ専従の主任介護支援専門員の配置
- (2) 常勤かつ専従の介護支援専門員の配置
- (3) 利用者に関する情報又はサービス提供に当たっての留意事項に係る伝達等を目的とした会議を定期的開催
- (4) 24時間連絡体制を確保し、必要に応じて利用者等の相談に対応する体制を確保
- (5) 介護支援専門員に対し、計画的に研修を実施
- (6) 地域包括支援センターから支援が困難な事例を紹介された場合においても、居宅介護支援を提供
- (7) 地域包括支援センター等が実施する事例検討会等に参加
- (8) ヤングケアラー、障害者、生活困窮者、難病患者等、多制度に関する知識等に関する事例検討会、研修等に参加
- (9) 特定事業所集中減算の適用を受けていない
- (10) 介護支援専門員1人当たりの利用者の平均件数が45名未満(居宅介護支援費(Ⅱ)を算定する場合は50名未満)
- (11) 介護支援専門員実務研修における科目「ケアマネジメントの基礎技術に関する実習」等に協力又は協力体制を確保
- (12) 他の法人が運営する指定居宅介護支援事業者と共同で事例検討会、研修会等を実施する
- (13) 必要に応じて、多様な主体等が提供する生活支援のサービス(インフォーマルサービスを含む)が包括的に提供されるような居宅サービス計画を作成している

附則

この規程は、令和3年10月1日から施行する。

この規程は、令和4年3月1日から施行する。

この規程は、令和4年7月1日から施行する。

この規程は、令和5年11月22日から施行する。

この規程は、令和6年4月1日から施行する。